

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気分野[民間団体]）

先進的次世代車普及促進事業実施要領

1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野 [民間団体]）交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け環水大総発第 110401004 号、環水大自発第 110401012 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる事業の実施について必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2. 定義

要綱及びこの要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ハイブリッドオフロード車」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第 12 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けるものであって、次のものをいう。
 - ①原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能（以下「エネルギー回生機能」という。）を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
 - ②原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、エネルギー回生機能を備えたフォーク・リフト
- (2) 「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池（燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。）のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。
- (3) 「水素自動車」とは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として搭載した検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）、又は水素を燃料とした内燃機関を有する自動車併せて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）をいう。
- (4) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者をいう。

3. 事業の実施主体

- (1) 要綱第 4 条第 1 項第 2 号アの事業にあつては、補助対象自動車の所有者となるものを事業の実施主体とする。
- (2) 要綱第 4 条第 1 項第 2 号イの事業にあつては、補助対象自動車の使用者となるものを事業の実施主体とする。

4. 補助対象事業の制限

- (1) この補助金は、ハイブリッドオフロード車、燃料電池自動車又は水素自動車の導入に関する他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を受けた事業には交付しないものとする。
- (2) 要綱第4条第1項第2号アの事業のうち、事業の実施主体が自動車リース事業者であって、リース期間中の途中解約又は解除ができないことを条件としてリース契約を特定の借受人と結ぶものについては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることを自動車賃貸契約書等の申請書類で確認できるものであること。

5. 補助金の基準額

要綱第5条第3項の実施要領で定める基準額は、別表のとおりとする。

6. 交付申請書に添付すべき書類

要綱第6条第1項第2号の実施要領にて定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 補助事業申請者に関する確認事項調書（要綱第4条第1項第2号アの事業のみ。）
- (2) 補助対象車の使用予定事業者に関する確認事項調書（要綱第4条第1項第2号アの事業のみ。）
- (3) 補助対象経費に係る見積書等の写し（4.（2）に該当する事業にあっては、当該規定で確認が必要とされる書類を含む。）
- (4) 振込先調書
- (5) 登記簿謄本並びに直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書
- (6) その他、地方環境事務所長が交付に関して確認の必要があると認める書類

7. 財産の処分における留意事項

要綱第4条第1項第2号アの事業により取得した財産を処分する場合には、要綱第21条に規定する制限を受けるほか、要綱第24条の規定により明示された表示を削除しなければならない。

附則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

補助金の基準額

種目	種別	補助金の基準額
ハイブリッドオフロード車	ショベル・ローダ	3,000 千円/台
	フォーク・リフト	